

入札注意事項（電子入札対象案件） （測量・建設コンサルタント等業務）

1 設計図書の入手方法等 閲覧設計図書については、あらかじめ指定のある場合を除き京都府入札情報公開システムの「入札公告・入札情報」からダウンロードすること。

やむを得ず窓口配布を希望する場合は、入札通知書に記載する期間内に契約課に問い合わせの上、入手すること。

2 入札手続等

（1）入札の方法

ア 電子入札者は、電子入札システムにより入札書及び積算金額の内訳書（以下、「内訳書」という。）を提出すること。

内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、持参又は郵送（入札書提出締切日時までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）をするとともに、入札書に、内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送する場合に限る。）に記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、該当の入札通知書に示す入札期間内に、持参又は郵送により入札書及び内訳書を提出すること。郵送する場合においては、郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるとともに、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

入札書は二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書が在中している旨を記載すること。

表封筒の中には「入札書」と記載した中封筒、「内訳書」と記載した中封筒を入れる。「入札書」と記載した中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。

表封筒の宛名は「舞鶴市役所総務部契約検査室契約課宛」とすること。

ウ 電子入札者及び紙入札者共通事項

入札書提出後は開札の前後を問わず、提出された入札書の書換え、引換え、変更、取消し又は撤回はできない。

（2）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（3）積算金額の内訳書

ア 予定価格（電子入札においては税込で表示）が事前公表された入札においては、入札書の提出に併せ、内訳書を提出すること。

イ 内訳書の様式は自由であるが、参考資料として金抜設計書が添付されている場合は、記載項目を一致させること。なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

ウ 入札書に記載する金額は、内訳書の価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。

エ 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（4）無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札書提出締切日時までに到達しない入札

ウ 電子署名及び電子証明書のない入札

エ 内訳書の提出が必要な入札案件において、内訳書の提出がない入札及び内訳書の記載のない入札

オ 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のICカードを使用する等のほか、ICカードの不正使用等により行った入札

カ 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札

キ 予定価格が事前公表された入札において、予定価格を超える価格での入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 辞退 指名を受けた者は、入札を希望しない場合には、入札書提出締切日時に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、電子入札システムにより辞退届を電子提出しなければならない。(電子入札システムによる入札辞退届の電子提出が困難な場合は、入札辞退届を契約課へ直接持参又は入札事務関係職員が指示する方法により提出を行うこと)

なお、入札を辞退してもこれを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けるものではない。また、入札辞退の届出をしないで、入札書提出締切日時までに到着しない場合は当該入札を棄権したものとみなす。

3 入札保証金 免除

4 契約保証金 免除

5 部分払 無

6 前払金 請負金額が200万円以上の場合は請負代金額の3割以内の金額を請求できる。ただし、特記仕様書等に別途定めがある場合はこの限りではない。

7 最低制限価格 無

8 落札者の決定 予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 入札回数 1回

10 入札の保留 入札の結果、落札率が高い場合は入札を保留する。

11 入札の中止 入札参加者が1人の場合は、入札は行わない。

12 契約書 落札者は、契約書を作成し、落札決定通知書に記載する契約書の提出期日(以下「契約締結予定日」という。)に契約書を提出しなければならない。

13 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加等除外措置を受けたことにより当該落札を取り消す場合も同様とする。

14 落札等の取消

ア 落札者が、指名通知の日から契約締結予定日までの期間に、本市の参加資格停止措置又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは次のいずれかに該当することとなった場合は、当該指名又は落札を取り消すものとする。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て

イ アの(3)、(4)において会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。

15 その他 市長が紙入札での参加を承諾した入札参加者の、入札書及び内訳書の提出等については、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。